

津市職員処分審査委員会設置要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日訓第 1 4 号

改正 平成 1 9 年 5 月 1 5 日訓第 4 5 号
平成 2 0 年 4 月 3 0 日訓第 3 8 号
平成 3 0 年 2 月 2 0 日訓第 2 号
令和 3 年 7 月 7 日訓第 5 0 号
令和 6 年 3 月 2 9 日訓第 4 1 号

(設置)

第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の分限及び懲戒に関する処分を行う場合において、その処分の公正を図るため、津市職員処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる処分について基準を定めるとともに、具体的事案の処分を審査し、任命権者に意見を具申するものとする。

- (1) 法第 2 8 条第 1 項（同項第 4 号を除く。）に定める分限処分
- (2) 法第 2 9 条第 1 項に定める懲戒処分
- (3) その他前 2 号に準ずる処分

(構成)

第 3 条 委員会は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長には津市副市長事務分担規則（平成 1 8 年津市規則第 2 4 2 号）第 2 条第 2 号に規定する副市長を、副会長には総務部長（人事に関する事務を掌理する担当理事が置かれている場合は、当該担当理事）をもって充てる。

3 委員は、職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、会議を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、付議事案の審査のため必要があると認めるときは、関係職員

を出席させることができる。

(除斥)

第6条 会長、副会長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に参与することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

2 令和3年5月27日に公表された津市自治会問題に関する最終報告書に係る事案を審査する場合における第3条第2項の規定の適用については、同項中「第2条第1号」とあるのは、「第2条第2号」とする。

附 則（平成19年5月9日訓第45号）

この訓は、平成19年5月15日から施行する。

附 則（平成20年4月30日訓第38号）

この訓は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日訓第2号）

この訓は、平成30年2月21日から施行する。

附 則（令和3年7月7日訓第50号）

この訓は、令和3年7月7日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓第41号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。